

国家公務員の再就職等規制

国家公務員の再就職については、公務の公正性に対する国民の信頼を確保するために、次の3つの規制が設けられています。

企業等の皆様におかれましても、再就職等規制違反の防止に御協力願います。

① あっせん規制

誰かいい人いませんか？

営利企業等

現役の国家公務員

そちらにぜひ推薦したい退職間近な職員がいます。(情報提供) ❌

よかったらその職員を雇ってくださいませんか。(再就職の依頼) ❌

② 求職活動規制

退職はいつ頃ですか？

利害関係企業等

現役の国家公務員

3月に定年を迎えますが、再就職先がまだ決まっていないんですよ。(情報提供) ❌

よかったら私を雇ってくださいませんか。(再就職の依頼) ❌

③ 働きかけ規制

まだ公示されていない入札の情報を先に教えてください。(契約に関する働きかけ) ❌

現役の国家公務員

再就職した元国家公務員

うちの企業(再就職先)への処分を軽くしてください。(処分に関する働きかけ) ❌



- ・違反認定は、個々の事案ごとに、事実経過全体を踏まえて判断されます。
- ・詳しくは、ホームページを御覧いただくか、お電話にてお問合せください。

 内閣府
Cabinet Office

再就職等監視委員会事務局



TEL : 03-6268-7660~7668、7681

URL : <https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

裏面にQ&Aがあります。
ご覧ください。

国家公務員の再就職等規制に関する **よくある質問** Q&A

～国家公務員・元国家公務員の再就職ルールに御協力ください～

1 企業等では国家公務員・元国家公務員を雇用することはできないのですか。

現行の再就職等規制は、国家公務員による再就職のあっせんや在職中の利害関係企業等への求職活動などを規制するものであり、国家公務員・元国家公務員の再就職を全面的に禁止するものではありません。再就職等規制を遵守して国家公務員・元国家公務員が企業等に再就職することは問題がありません。

2 再就職等規制は企業等にどのような影響があるのですか。

国家公務員・元国家公務員の再就職について再就職等規制違反が認定された場合、その事案概要が公表されます。その場合、結果としてその再就職が取りやめになったり、違反に関係した企業名が公になってしまうことがあり得るなど、企業等にも何らかの影響が生じる可能性があります。

3 国家公務員・元国家公務員の紹介を依頼した企業等も規制違反に問われますか。

制度上、企業等からの紹介の依頼自体は規制されていませんが、その依頼により国家公務員による規制違反を誘発する可能性があります。そこで、再就職等規制違反を未然に防ぐ観点から、現役の国家公務員に対し、雇用を目的として国家公務員・元国家公務員の紹介を依頼しないよう、御協力いただきたいと考えています。

4 再就職等規制違反が疑われた場合、企業側も調査を受けることがあるのですか。

はい。再就職等監視委員会には、再就職等規制違反行為に対して実効性のある監視活動を行うため、国家公務員法により各種の調査権限が付与されています。再就職等規制違反が疑われる場合、事実確認のため、企業等に対して聞き取りや書類提出といった調査協力をお願いすることがあります。

5 再就職等規制違反を疑う行為を見聞きした場合はどうすればよいですか。

再就職等監視委員会事務局まで情報提供をお願いします（提供先は表面の下欄に記載）。御提供いただいた情報に基づき、再就職等監視委員会による調査を行うことになると思いますが、情報提供者が所属組織や調査先などに特定されることのないよう万全を期しておりますので、御安心ください。